



ヒヤマ・クボタ法律事務所

Hiyama & Kubota Law Offices

# News Letter

# Vol.05

発行/2020年8月23日 発行者/ヒヤマ・クボタ法律事務所 〒530-0052 大阪市北区南扇町1-3 ミルフェスト北堀川2階 電話: 06-6766-4360

## ごあいさつ

残暑の厳しい日々が続いていますが、みなさま、お変わりありませんか。

当事務所の弁護士・スタッフは、おかげさまで元気に仕事しています。

今も完全テレワークを行っている会社もあるようですが、法曹界はそうもいかず、私たちは、裁判や調停の期日に出頭するために裁判所に行ったり、お客様に会議等でお会いしたりしています。もともと、当事務所では、お客様が、Zoom等のオンラインでの打合せや会議をご希望される場合には、可能なかぎり対応させていただいています。オンラインでのご相談をご希望の際にはお気軽にご相談ください。

新型コロナウイルスの日々の生活への影響はまだまだ大きく安心できない状況です。当事務所では、これからも、手洗い・アルコール消毒・マスク着用を徹底し、業務を継続してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

皆様も、健康第一で、くれぐれもご自愛ください。

## 遺言に関する法改正と新しい制度の創設

これまで事務所通信では、法改正の情報をお届けしてきました。

今回も、自筆証書遺言に関する最近の改正についてご紹介します。

自筆証書遺言作成の際の負担を軽減し、自筆証書遺言の作成の促進をはかるための改正が行われています。

### <自筆証書遺言の方式緩和>

昨年1月、自筆証書遺言の方式に関する改正がありました。

自筆証書遺言が有効であるための要件の一つに、「全文の自書」という要件がありますが、改正法は、これについ

て一部例外を認めることとしたのです。

具体的には、「相続財産の全部又は一部の目録」を遺言に「添付」する場合に限って、その目録については自書を不要とし、その自書によらない目録の「毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にはその両面)」への「署名及び押印」に代えられるとしました。

自書によらない目録の代表例は、パソコンで財産の内容を入力してそれをプリントアウトした資料ですが、財産が特定できる資料でよければよいので、不動産の登記事項証明書の写しや預金通帳の写し等を添付することもできます。

財産が多い方で自筆証書遺言を作成したい方は、この改正により助かる面があると思われます。

この改正法の施行日は、平成31年1月13日であり、これより前に作成された自筆証書遺言には、この改正は適用されません。

### <遺言保管制度の新設>

これまで自筆証書遺言を公的な機関が保管してくれるという制度はなかったのですが、今般、自筆証書遺言を法務局が保管してくれる新しい制度が創設されました。法務局の中の「遺言書保管所」という部署で保管されます。法務局に保管を申請できるのは、遺言者本人だけです。

初めてこの保管制度を利用する場合には、①遺言者住所地、②遺言者本籍地、③遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局です。

法務局で保管してもらうことにより、自筆証書遺言で必要となる家庭裁判所による「検認」の手続が不要になったり、遺言作成後の改ざん・紛失の危険がなくなるなどのメリットがあります。

この制度は、令和2年7月10日から始まっています。

## 遺言作成のすすめ

亡くなった方が遺言を作成していないことで、亡くなった方の希望どおりには相続されなかったり、相続人間で激しい紛争になってしまうケースは少なくありません。

推定相続人が複数いらっしゃる方は、遺言作成を検討された方がよいでしょう。

また、推定相続人がいない方や子がいないご夫婦の場合には遺言は必須といえます。

ここでご紹介した自筆証書遺言は、今回の改正により、改正前より使い勝手のよいものになっていますが、遺言の趣旨・意味が不明確でその解釈をめぐって裁判になるケースもありますので、作成される場合には、事前に案文を弁護士に見てもらってから作成されることをお勧めします。

## LINE公式アカウント始めました!

このたび当事務所はLINE公式アカウントを始めました。LINEでは、事務所の最新情報や公式ホームページの更新情報をお届けします。よければ、友だち追加をお願いします!

QRコードでLINEの友だちを追加

LINEアプリの友だちタブを開き、右にある友だち追加ボタン> [QRコード]をタップして、コードリーダーでスキャンしてください。

